

令和6年5月現在
輝城会グループ

福祉・介護職員等処遇改善加算等（同行援護のみ）
を取得し実施される手当の支給に関して

【処遇改善手当】

1. 障害福祉サービスの同行援護を実施している事業所において、正職員・準職員・パート職員に同行援護に従事した時間に応じて、1時間当たり1,100円程度を処遇改善手当として支給し、そのほか一時金として賞与時に支給する。

以上